

# 公取近畿だより



令和5年11月号(第150号)

## トピックス



- 1 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令
- 2 神戸市における「一日公正取引委員会」の開催
- 3 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書
- 4 有識者との懇談会
- 5 独占禁止法教室

- =====
- 1 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令 (別紙1)



(高知県庁県政記者室での報道発表の様子)

公正取引委員会は、高知県発注の特定地質調査業務の入札参加業者14名が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日、独占禁止法の規定に基づき14名のうち13名に対して排除措置命令を行うとともに、10社に対して総額8626万円の課徴金納付命令を行いました。

(担当：近畿中国四国事務所第二審査課)

| 違反事業者数 | 排除措置命令<br>対象事業者数 | 課徴金納付命令<br>対象事業者数 | 課徴金額   |
|--------|------------------|-------------------|--------|
| 14名    | 13名              | 10社               | 8626万円 |

詳細は、下記URLから御参照ください。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230928\\_jiken.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230928_jiken.html)

## 2 神戸市における「一日公正取引委員会」の開催（別紙2）

公正取引委員会は、地方事務所等所在地以外の都市において、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、令和5年12月6日、神戸市において、「一日公正取引委員会」を開催することとしました。

具体的な開催内容は、下記のとおりです。

- 1 兵庫地区における有識者6名（経済団体5団体及び報道機関の代表者）との懇談会
- 2 公正取引委員会 泉水委員による講演会  
～成長と分配の好循環の実現と公正取引委員会の役割～
- 3 下請法基礎講習会
- 4 消費者セミナー（一般消費者向け）
- 5 入札談合等関与行為防止法研修会
- 6 相談コーナー
- 7 景品表示法説明会
- 8 フリーランス法説明会（令和6年秋頃までに施行予定の新法）
- 9 公正取引委員会職員とのフリートーク（学生向け）

各プログラムの申込方法は、別紙2に記載しておりますので、ご参加お待ちしております。

公正取引委員会の委員による講演会を始め、事業者の皆様、消費者の皆様、学生の皆様等に御参加いただける様々な会を用意しており、お近くの方にはふるって御参加いただければと思います。詳細は、下記URLから御参照ください。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231114\\_kinki\\_one\\_day\\_koutori.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231114_kinki_one_day_koutori.html)

### 3 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（別紙 3）

公正取引委員会は、これまで、学校制服の取引に関して、以下のような、活動を行いました。

- ① 平成29年11月に、「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」を公表し、競争政策の観点から学校制服の取引に関して学校等に対して期待する取組を提言。
- ② 令和2年7月に、愛知県豊田市において同市に所在する県立高校6校（以下「豊田6校」という。）の制服を生徒に販売する販売業者に対して、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして排除措置命令等。

上記の取組の趣旨を踏まえ、全国の公立中学校及び公立高校並びに豊田6校へのアンケート調査及びそのデータ分析の方法を用いて、学校における対応状況や学校制服価格の変化を確認することにより、上記の取組に係る状況を事後検証した報告書を、令和5年10月23日、公表しました。

詳細は、下記URLから御参照ください。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023seihuku.html>

### 4 有識者との懇談会

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

近畿中国四国事務所では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするための公正取引委員会の取組を始めとする当委員会の活動について、令和5年8月から10月までの間、下記の経済団体の役職員の方々と、原近畿中国四国事務所長が意見交換を行いました。



（奈良県中小企業家同友会での懇談会の様子）

- (R5. 9. 5) 大野商工会議所
- (R5. 9. 28) 奈良県中小企業家同友会
- (R5. 10. 10) 滋賀県商工会連合会
- (R5. 10. 17) 奈良経済同友会

## 5 独占禁止法教室

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。

### ① 大学生向け独占禁止法教室

近畿中国四国事務所では、令和5年8月から10月までの間、下記の学校に、原近畿中国四国事務所長を派遣し、競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義する大学生向け独占禁止法教室を開催しました。



(R5. 10. 2) 神戸市外国語大学

(R5. 10. 31) 滋賀大学

(神戸市外国語大学での独占禁止法教室の様子)

### ② 高校生向け独占禁止法教室

近畿中国事務所では、令和5年8月から10月までの間、下記の学校に、近畿中国四国事務所の職員を派遣し、シミュレーションゲーム等を交えて、市場経済の競争の仕組みや、独占禁止法について説明する高校生向け独占禁止法教室を開催しました。



(R5. 8. 31) 近畿大学附属高等学校

(R5. 10. 28) 神戸海星女子学院高等学校

神戸海星女子学院高等学校での教室は、サンテレビから取材を受け、令和5年10月28日にニュースとしてテレビ放映されました。

(神戸海星女子学院高等学校での独占禁止法教室の様子)

## ※ 編集後記

「公取近畿だより」は、平成21年の配信開始以来、今回の令和5年11月号をもちまして創刊から第150号を迎えることができました。

これまで、近畿中国四国事務所を中心とします公正取引委員会の最近の活動状況等につきまして関係者の皆様方にお伝えすべくメールマガジンとして配信しているところでございます。

これからも幅広く情報発信に努めてまいりたいと考えておりますが、「公取近畿だより」の内容の充実に向けまして御意見ございましたら、ぜひ近畿中国四国事務所総務課までお寄せください。

なお、平成21年当時、公正取引委員会の定員は779名でしたが、令和5年度には945名となるに至っております。これからも、公正取引委員会の活動に御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課

TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214

kinki\_kouhou2173@jftc.go.jp

## 近畿中国四国事務所の動き（令和5年）

### 【報道発表資料】

| 番号 | 報道発表日      | 報道発表資料名                                      |
|----|------------|--|
| 1  | 令和5年1月5日   | 奈良県北葛城郡河合町における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について          |
| 2  | 令和5年1月26日  | 和歌山市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について                |
| 3  | 令和5年4月18日  | 兵庫県における有識者との懇談会の開催について                       |
| 4  | 令和5年5月30日  | 帝塚山大学における「独占禁止法教室」の開催について                    |
| 5  | 令和5年6月19日  | 甲南大学における「独占禁止法教室」の開催について                     |
| 6  | 令和5年6月22日  | 令和4年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等                    |
| 7  | 令和5年6月22日  | 令和4年度における近畿地区の下請法の運用状況等について                  |
| 8  | 令和5年6月22日  | 令和4年度における近畿地区の独占禁止法の運用状況等について                |
| 9  | 令和5年7月12日  | 同志社大学における「独占禁止法教室」の開催について                    |
| 10 | 令和5年7月14日  | 立命館大学における「独占禁止法教室」の開催について                    |
| 11 | 令和5年8月24日  | 大阪府東大阪市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について             |
| 12 | 令和5年9月21日  | 奈良県における有識者との懇談会の開催について                       |
| 13 | 令和5年9月25日  | 神戸市外国語大学における「独占禁止法教室」の開催について                 |
| 14 | 令和5年9月28日  | 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について |
| 15 | 令和5年10月10日 | 奈良県における有識者との懇談会の開催について                       |
| 16 | 令和5年10月20日 | 神戸市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について                 |
| 17 | 令和5年10月24日 | 滋賀大学における「独占禁止法教室」の開催について                     |
| 18 | 令和5年11月14日 | 神戸市における「一日公正取引委員会」の開催について                    |

(注) 黄色マーカーは、「公取近畿だより（第150号）」に掲載の案件

詳細は、下記URLから御参照ください。

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kinki/houdou/2023/index.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/houdou/2023/index.html)

## 近畿中国四国事務所からのお知らせ

### 1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



#### 【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki\_kouhou2173@jftc.go.jp

### 2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

### 3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→[https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo\\_2/dokkin/index.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html)

#### 【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki\_kouhou2173@jftc.go.jp

### 4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

#### 【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

## 5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。オンライン開催もご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係  
下請課  
電話：06-6941-2176

## 6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官  
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課  
電話：06-6941-2176

## 7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。オンライン開催もご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

- 取引課  
電話：06-6941-2175

## 公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談等を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっくん」

0120-060-110（不当なしわ寄せに関する下請相談窓口）

公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります。

|                                       |         |
|---------------------------------------|---------|
| ① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談           | 総務課     |
| ② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談 | 経済取引指導官 |
| ③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出               | 経済取引指導官 |
| ④ 中小企業等協同組合法の届出                       | 経済取引指導官 |
| ⑤ 事業者団体の活動についての相談                     | 経済取引指導官 |
| ⑥ 優越的地位の濫用についての相談                     | 取引課     |
| ⑦ 下請法についての相談                          | 下請課     |
| ⑧ 下請法違反被疑事実についての申告                    | 下請課     |
| ⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告                  | 第一審査課   |
| ⑩ 景品表示法についての相談                        | 取引課     |
| ⑪ 景品表示法違反についての情報提供                    | 取引課     |
| ⑫ 申告の処理に係る申出                          | 総務課     |

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課

●電話 06-6941-2173

●メール: kinkisoumu@jftc.go.jp